

ています。それで、うまくタイミングを合わせて聞かせようと思う事件があったとしても、1時半ぐらいからの事件だと、選択している授業の開講時限との関係では、裁判所に行けないということも生じます。それから、これは学生にとっては大きな問題となるのが交通費の問題です。片道450円のバス代がかかるので、往復900円。これについては現在多くの指導弁護士の先生方が寄付をして下さり、学生に対して実費分を返還することができているのですが、大学としてはこのようなことまで指導弁護士の先生方におねがいしているということ自体が非常に心苦しいところであり、ます。可能であれば、裁判所に近いところにロースクールを移すことができれば一番よろしいのですが、ここのところがなかなか難しいところです。

もう一つは、研究者教員との連携をどのようにして図っていくかということですが、これについては、1点は、学生がたまたま法律相談で、例えば理論的にも興味のある事件があったというときに、彼らはやはり研究者教員に質問したいと思うわけです。ところが、学生はとても真面目で、守秘義務について非常に厳格に解してしまうかゆえにクリニックで接した事件の事実概要をうまく説明できないのです。そうすると、こちらもうまく答えてあげられない。彼らも守秘義務との関係で、どこまで話したらいいかというのが、特にクリニックIで2年生の前期に行った学生などは、なかなか判断がつかなくてもどかしい思いをするというわけです。この点はクリニックIIでも同じような問題が生じます。そうすると、せめてクリニックIIについて法律相談のと

きなどに、研究者教員が同席できないかということになるのですが、そういたしますと、今度は同席する教員の守秘義務の問題がでて参ります。この点をどうクリアしていくのかということが問題になります。また、御案内のとおり学生についてはクリニック受講のための損害保険に加入してもらっていますが、教員に関しては同様の仕組みをもった損害保険がございません。たとえ教員が守秘義務を遵守してくれたとしても同席した法律相談との関係で何らかの問題が生じることも考えあわせますと、教員の同席ということについて二の足を踏んでしまうということがございます。

以上が私からの報告です。つたない報告ではありますが、ご質問、あるいはご教示等いただければ幸いです。

***** 質疑応答 *****

所長・宮川 どうもありがとうございます。新潟大学のリーガルクリニックIとリーガルクリニックIIは、そのいずれかを履修する選択必修になっているということですね。つまり、臨床教育科目が必修となっているわけで、臨床教育が大変に充実していると思われました。大変心強いプログラムになっていると思います。それではご自由に、ご意見ご質問をお願いします。

研究員 私がこのお話を聞いて、非常にいいなと思ったのは、要するに、リーガルクリニックIとIIの2つとも、実質はエクスターンシップだけれども、しかし、学生の実態と、それから引き受ける弁護士側の現実に合わせてあり、時間の余裕が相当ありますね。そして、大変工夫されており、

法科大学院側がそれなりにコントロールする、構造化されているという意味で非常に参考になるのではないかと思います。

全くこういう工夫が存在しない法科大学院もあるわけです。それはどうしてそうなっているかということ、学期中には学生が外へ行けるわけではないという思い込みがあって、しかも3年の夏休みはみんな司法試験に忙しいから行けないと。エクスターンシップは派遣先にまかせきりで、事務所に朝から晩まで座っていて、それでどんどん時間を費やしているだけということもありうる。それだと法律相談に最初同席しても、その後どういふふうに事件が展開しているかということ、実際にフォローすることは全然できないわけです。

そういうことを考えると、こういうやり方があり得るのだということで、大変に参考になりました。だから、これはある意味で、何て言うんだらう、「瓢箪から駒」のような感じをもって話を聞いていました。いろいろな工夫がなされていますよね。そういう意味で、非常によくできているのではないかと思います。そして何よりも必修にしているところが、志が高いですね。

四ッ谷 選択必修が全国的に見て、そんなに珍しいと伺って、むしろ私はびっくりしました。学期中のことに関しては、これはやはり時間割の工夫がかなり大変で、うちがこのような方法を実現できること背景には、東京の大学などと違って、学期中に非常勤講師に担当してもらった授業が、ほとんどないということがあろうかと思えます。殆どの授業をうちの教員が担当しておりますので、時間割りを教員の都合ではな

く学生の都合にあわせるということが可能です。そうすると相当工夫をして午前中に殆どの授業を集中させることができますので、午後の時間帯は空けることができます。このようにいたしますと、指導弁護士としても学生と予定を合わせることが容易になるということがいえます。

それから、午前中で殆どの授業を終わらせることについては、このクリニックだけではなくて、予習・復習時間の確保という面も考えると非常に有益です。学生からすると、午前中に授業を聞き終えて、午後は、彼らがグループ学習をするなり、復習をするなりという時間にあてることが可能です。そういうことを実現するのが本筋だろうということで、こういった仕組みをとっています。

研究員 ロースクールの授業全体のほとんどが、大体午前中に固まっているということですか。

四ッ谷 そうです。

研究員 それだけ教室はあるんですか。

四ッ谷 あるというか、よそから借りたりとか。でも、教室は3つぐらいはあるので。

研究員 この教室ですか。

四ッ谷 はい。

研究員 これは結構な大きなビルですね。

四ッ谷 でも、4階と5階しかロースクール用ではありません。4、5階だけで、その4、5階に学生の研究室、個別ではないのですが、7、8人に1部屋が割り当てられています。パンフレットの写真に写っている建物の4、5階部分に学生の研究室を全員分確保して、両サイドに教室とロー・

ライブラリーを配置しています。

研究員 1部屋を7、8人で学生が使って、全員、座席は当然あるわけですよね。

四ツ谷 はい。固定です。

研究員 いいですね。

四ツ谷 それぐらいしか、地方国立大学ができることはございませぬので。

研究員 ゆっくり勉強ができていいんじゃないですか。夜は何時ぐらいまであるんですか、10時くらい。

四ツ谷 午後10時まで使用可能です。

研究員 しかし、立地は不便なところですよね。学会で行った人は、ご存知だと思いますが。移動が大変ですよな。

四ツ谷 そうです。

研究員 しかも、サテライトの場所が専用の設備ではないから、そこが物理的には一番解決を要する点かなと思いました。

研究員 対外的にも大変に連携を取ろうという努力がなされていますね。当然、弁護士会だけではなくて、裁判所とか地検とかとも、2月の報告会に参加をということ、現実に参加をされているわけですし、臨床教育を地域の法曹に根付かせるという意味では、大変に大きな努力をされているなと思います。地裁の裁判官とか地検の検事さんなどは、どのような感じですか。

四ツ谷 これに関しては、個々的には聞いたことがないのですが、もともと学部でいくつかの法律事務所をお願いをして、エクスターンシップに学生を派遣しております。したがって法科大学院開設よりも前の段階から裁判所・検察ともに割と協力的なのではないかと印象をもっておりました。小さいところだからというもある

のでしようが、むしろ、例えば破産の審尋などのときに、当事者に対して「こういう学生さんが来ているから、同席させてもいいか」と、裁判官の方から言ってくるんだという事例も聞いています。その意味では、法科大学院開設以前から裁判所等が(非公式な形であるにせよ)協力してくれるという素地はあったのです。

その意味では、学部生がこれまで品行方正だった成果というのもちよつとあるのだらうと思います。地検も法科大学院教育に協力的です。クリニックの報告会に検事正が出席して下さっただけではなく新入生向けの特別講演でもお話をしていたと思います。また、これは毎年実施というわけではないのですが、地検を見学させていたいただき、その後に若手の検事たちを学生とが直接話をするという機会も地検の協力によって実現しています。ただ、クリニックの授業自体に関しては、他大学と同様に刑事について、実務に近い形あるいは修習生に近い形では実施できていないという状況にあります。ただ、私たちも、現行制度のもとで実現可能な範囲でクリニックをやっているかと考えております。したがってクリニックで実際に行っていることでは、民事中心で経験をしてきているというのが現状でして、刑事に関しては傍聴が中心な形ではないかと思えます。

研究員 地方国立大学だけれども、先ほど既にちよつと言葉に出ていたけれども、その地方で唯一の法学部で、ナンバワーの大学だから、裁判所とか検察庁とか弁護士会との連携ができるわけですね。東京のように何十も法科大学院があると、そんな関係を築けるところなんてごく一部しか

いわけで、そういう意味では、北海道大学とか東北大学とかと、似たような状況だと思えます。

四ツ谷 そうですね。1対1というのは本当にやりやすいのだと思います。ただ、これでけんかをしたら大変なことになるという危険性もはらんでいるわけですよ。県弁護士会の会員全員がロー스クール制度に全面的に賛成というわけでもないでしょうから、その意味でも県弁護士会とロースクールではなく大学とで協定を締結しているというのは非常に強みになっていると思います。この協定に関しては同規模の地方大学から問い合わせなどもいただいております。

研究員 今までの調査の過程で、新潟大学に近いような必修制をとるところは見つかっているのですか、日本で。

研究員 鹿児島大学はそうじゃないですか。

研究員 鹿児島大学は何をやって、どの程度やっているんですか。

研究員 屋久島の法律相談と、それから弁護士会の協力でやる法律相談が、確か選択必修だったように思います。いま、資料がないので不確かですけれど。

四ツ谷 あと、熊本大学とかはどうなんですか。熊本大学は、付属法律事務所何かを持っていますよね。

研究員 あと、京都大学も付属法律事務所をつくったようですね。

四ツ谷 うちの付属がつくれる段階まで、まだ話が進んでいません。

研究員 それも、限られた資源でやることを考えて、その最大限にやるというふうに考えると、これはいろいろ意味で参

考になると思うのです。どこかで、これは紹介に値するのではないかと思います。

四ツ谷 紹介に値するというような評価をいただくのは大変嬉しいことなのですが、当事者としては、自慢できるようなことをやっているというよりは、できる範囲でごく普通のことをやっているという感覚しかもっておりません。むしろ、もっと実現したいことがあるのに...というのが個人的な感覚です。たとえば本来であれば、アメリカみたいな感じで、特定の事案類型に特化したクリニックとかをやれるかなんかというのを考えてみたのですけれども、専門のクリニックを継続的に実施していけるほど、そういった事案に特化したニーズというものは地方では見出しがたいものがあります。その意味では、こういう形がいいだろうと思っております。

それから、クリニックIIの法律相談が実施可能か、具体的には相談者が来るのかという面に関しては、学部が長年に亘って行ってきた学生による活動というものも一つの参考になっています。学部の法律相談のサークルがやってきた年2回の無料法律相談、これにぜひぶん相談者が来ていたというのがあったので、実際に法律相談部の活動実績をデータとしてお見せすることができたので、それは県弁護士会の先生方に対する謝得材料としてよかつたのだらうと思います。

研究員 リーガルクリニックIの方ですけれど、科目名をエクスターンシップと名付けずに、リーガルクリニックIと名付けているのはなぜですか。

研究員 臨床法学だからでしょう。

四ツ谷 そうです。

研究者 臨床法学にはエクスタナーンツツア、クリニツクとある。それで、エクスタナーンツツアがクリニツクIということですか。

四ツ谷 エクスタナーンツツアにしてしまうと、何かほかのこともしなければいけないんじゃないですか。

研究者 早稲田大学のエクスタナーンツツアは、まさに2週間行ってきてもらうだけなんです。それだけなんです。ただ、早稲田の場合、派遣先は企業などにも行きまじ、学生には面接をして派遣先を決めて、報告書をつくるというようなこともやっています。

研究者 新潟大学のリーガルクリニツクIは、エクスタナーンツツアというふうに科目を設定するのは、全然違和感はないですね。

研究者 それはそうですね。先ほど、エクスタナーンツツアのやり方にはいろいろなやり方があると指摘がありました。2週間だけの派遣の場合も、それはそれでものごく充実して勉強になるという話なんです。私の質問は、このリーガルクリニツクIで、何かこれだけはやってください、ということがあるみたいなお話をしようとしています。具体的にはどういうことをやるのですか。

四ツ谷 詳細は、早稲田大学からの現地調査のときに資料をお渡ししました。

研究者 結構充実したマニュアルになっています。

研究者 法律関係調査とか、そういうものが入っている必要があるとか、あるいは傍聴が入っているべきだとか、そういうことでですか。

四ツ谷 はい。

研究者 例えば内容証明をどこかに入れてくれとか、そういうようなことですか。

四ツ谷 はい。

研究者 なるほど。相談を入れて、内容証明のところもちよと入れて、登記簿とか戸籍とかそういう資料の収集、23条だとかやって、判例のリサーチみたいなものをこんなふうに行っているんだよというので、訴訟を傍聴して、あるいはADRの立ち上げやると。

四ツ谷 はい。これがお渡しした資料です。

研究者 これは大変だよ。

研究者 だから、これは、要するにエクスタナーンツツアで行っているクリニツクなわけですね。

研究者 これは、どの弁護士事務所にも共通することを行っているんですね。

四ツ谷 そうです。

研究者 東京の法律事務所は、本当に個性豊かでユニークなんですよ。うちには全然訴訟ありませんという事務所では、本当に全然ないわけですよ。かと思えば、労働事件ばかりやっている事務所があったりします。

四ツ谷 新編ではそれはいいです。本当に「社会生活上の医師」と表されるような業務内容の先生方が多いように思いますので、事務所によって扱う事件内容に大きな差ができてしまうというような現象は、起きにくいのではないかと思います。

研究者 だから、こういうのが可能なんでしょうね。

四ツ谷 したがって、たまたま当たり外れの問題でいくと、ある学生の例では、も

ちろん通常の事件をばばやっているのですが、刑事にかなり熱心な先生の事務所で、刑事で扱った事件を扱っていらして、その事件に関わることがリーガルクリニツクの内容として組み込まれるように指導弁護士が先生が工夫をして下さっていたというような場合もあります。そういうときには、たまたま幸運な学生が出現するということでしょう。ただ、そういう学生は、面白さのあまり、つい事務所に何回回数も増えてしまつて、後になってバス代を実費支給する段階になって「あら、随分回数が多くなつてしまったんですね…」などということになったりもします。

研究者 そうですか。これで2単位ですか。

四ツ谷 はい。

研究者 エクスタナーンツツアが非常に多様で、要するにアウトプットが多くなつて、作業する場が外にあるとエクスタナーンツツアということになるのですけれど、それは本当に見学にとどまるものから、実際に弁護士の補助をするところまで、様々なあり得るわけでしょう。弁護士の補助をするところまでいけば、それはもうクリニツクと称していいわけ、アメリカのロースクールでは、刑事も民事もアウトプットでやっているところがあります。刑事は公設弁護人事務所に行く、それから検察庁に行く。民事は法律事務所に行く、法律扶助事務所へ行く。そういうことになっていく。そこでは通常考えられるエクスタナーンツツアのレベルよりは、はるかに要求が高く、細かく執務内容が要求されている。

研究者 エクスタナーンツツア、普通は書

面を書いたりもする人が多いですよ。中身は違うんだけど、翻訳をやったりする人もいます。

四ツ谷 そういった状況も加味して、さらに事務所の特徴によって付加していたたけのは結構ですが、必須事項というものをお願いするわけです。やはりいいわけ「丸投げ」になってしまつてしまうような実施方法にしてしまつて、それは最早単なる見学であつて、大学の授業科目ではないと思つたわけですね。あまりに統一性がないということになると、それは授業ではなくて単なる「学生による自主的活動」と変わりがない、そういうものに対して単位認定をするという方法は教育機関として採るわけにはいかないのではないのでしょうか。授業である以上、ある程度の統一性というのは必要だといふふうな制度設計の段階で力説をして、担当教員（弁護士教員）に、実務の実状も踏まえて、必須項目等についてリストアップをしていただいて、工夫をして作つていただいたというのが現在に至るまでの経緯です。

研究者 これはクリニツクIの担当教員は、いくらかもらうのですか。

四ツ谷 指導弁護士ですか。これは、一人の学生を担当して、年間で10万円程度という風に聞いております。

研究者 なるほど。早稲田のエクスタナーンツツアは全くのボランティアだから、一銭も払わないですね。

四ツ谷 これは、制度をつくるときにいろいろ調べましたら、理屈としては、教育実習を教育学部がお願いしやすよね。教育実習の場合には、お願いする学校に対して、一人の学生を担当してもらつていくとい

うお金が入るというのがわかりまして、したかつて、この制度をローヌクルルにおけるクリニック科目に引き直しますと、弁護士さん直接ではなくて、その弁護士事務所に入ってしまうことにはなるのですが、同じ仕組みを使って、費用をお支払いしています。非常勤講師として指導弁護士を採用するという方法をとらなかつたのは、学生によって8時間ミニマムしか行かない子と、ちよつと楽しかつたので十何時間行つてしまつた子というのが出てくるので、お支払いできる金額にも幅を保たせられるような仕組みがとれないかと考えたからです。これも、東京とはかなり事情が異なるのでしようが、ほとんど弁護士事務所と弁護士さんという感じで、個人事務所が圧倒的多数ですので、指導弁護士の側からすると「形式上事務所は振り込まれようが、弁護士個人に対して振り込まれようが実質は変わらない」という感じのようです。

研究員 ただ、早稲田はやつぱりエクスターニッツで資金がないから、やはりそれはボランテニアでお願いをする形になるんですよね。もしそこでお金を使うということになると、それは授業料に跳ね返っていくので。

四ツ谷 指導弁護士の先生方は、現実にはボランテニアと同じような感じになっておられます。と申しますのも、先ほど学生が負担すべき交通費のお話を致しましたが、指導弁護士に対して大学からお支払いたしました金銭の中から、バスマ代として大部分の指導弁護士の先生方が、カンパをして下さっています。また、これは新潟大学とは違う大学の話ですが、ある大学のエクスターニッツを担当していらっしゃる他県

の弁護士さんの話を伺いましたところ、大学は、弁護士さんにお支払いしていることになってはいるけれど、その金銭自体は、弁護士会にプールしているという話でした。それもすごいよねというか。新潟に関しては、特別委員会の先生方でもって、指導弁護士であり、かつ割とベテランの先生に対して、「バスマ代のカンパをお願いします」というようなことを言つてくださっていて、それに殆どの指導弁護士の先生が応じてくださっているという感じですよ。

研究員 次に、クリニックIIのほうについて伺いますが、無料法律相談は、このパソレットを見ますと、弁護士と共に学生が同席する相談は1時間程度、学生が同席しない相談につきましては、弁護士が都合をお聞きし、回答いたしますとありますが、それを両方とも無料法律相談という形でやっているわけですよ。その場合、相談者はどちらかに偏るみたいなことはありませんか。どちらのほうが多いとか、どちらのほうが少ないとか、そういうような形にはならないですか。

四ツ谷 あらかじめ電話で受け付けをして、例えば事件が離婚かとか、相続かというのだけを開き取つておいて、担当教員の弁護士の方が、受付をした事件のうち、「これとこれを今回はクリニック向けの法律相談にしましょう」という形でやっています。したがつて相談者のご希望を聞いてどちらかにするというのでは無いのです。

研究員 そうですか。相談者のほうの意向ではなく、こちらの都合で決めてしまうわけですよ。

四ツ谷 どちらとしては、学生が同席す

ることがありますという事前通知をパソレット上でしていますし、相談受付の電話がかかつてきた際にも確認しています。もちろん、相談日当日に、その場でもう一回伺うことはしています。何か新潟大学に信頼があるようで、本当に問題がない状態ですよ。

研究員 相談者は、どちらでも別に文句は言わないということですよ。

四ツ谷 現状は、とりあえずそうです。実際に、学生が同席した相談についてのアンケートというのを実務家教員の先生が取つてみたのですが、満足度はものすごく高く、大体こういうところに来る方というのは、当該事案の法律相談を複数の機関でしているという場合が結構多かつたりするのですけれど、例えば「前に弁護士さんと同じことを相談したのと違って、すごく丁寧に聞いてくれてよかつたとか」、そういう相談者からの感想がほとんどです。

研究員 アンケートというのは、システムとしてやってみようという感じをやつたのですか。

四ツ谷 担当されている弁護士教員が取つてくださいました。

研究員 それは、その場で書いたりしたのですか。それとも、後で。

四ツ谷 その場で書いていただきました。

研究員 相談件数はたくさんというか、要するにもう受け切れないほど来ますか。それほど、相談件数が少なくて困っているとか、どちらでしょうか。

四ツ谷 後者に近いです。これに関して、こういうったもの（パソレット）を公民館とか役所の分所とかに置いていただい

ていて、チラシを見てきたという方も一歩いらつしやるのですが、最も功を奏するのが地元紙の協力です。受付日の直前に、地元新聞に、紙面を無料で提供していただいて、「法律相談をやります。受付はこの時間帯です」というものを出していたんです。これを出していたときには、割と電話も、5件なら5件で受付が満杯になつてしまつたので、あとは留守番電話にしますというふうになるのですが、新聞に載らない、紙面がいっぱいになつてしまつて載せていただけないときは、ぼつぼつと1、2件しか来ないとか、という感じになりやすいです。継続的に相談件数を確保するというのが結構難しいです。

研究員 自治体の相談窓口あたりから紹介してもらつたというものはしていないのですか。

四ツ谷 まだやっていないです。まだ、ものすごく小さいローヌクルルなので、県弁護士会と関係を密にするのに精一杯で、市を含めたその他の機関に何かお願いしに行くような余裕は全く出てこないというのが、正直なところですよ。

研究員 新潟政界における新潟大学の地位というのは高いんじゃないですか。

四ツ谷 どうでしょう。ちよつとそのままではわかりませんが…。むしろ、例えばNHKの地元ニュースとかそういうのもので、法律相談を実施しているといったことをコンスタントに記事にしてもらつたほうがいいのではないかと話しています。

研究員 そうですか。これだと、こんなに回数ありますから、2週間に一度やっているとわけですよ。それってなかなかしん

といですよ。その都度、かき集めなければいけないし、しかも波があるわけだからね、来るときは来るけど。

四ツ谷 1回だけ、ちよっと事件の内容ではなくて相談者自身に難しいところがあるというような案件が来てしまったときがあって、偶然が重なって、学生さんを同席させてしまったということがあったらしいのです。ただ、この時は本当にラッキーだったんですけれど、丁寧に話を聞いて、学生が法律相談に応じたところ、何のクレームもつかずに済んだということがあったようです。そういう、ある意味「危険な目」に学生を運わせないためには、コンスタントに5件ぐらいやって、その中から勉強にも向くし、相談者も穏当だというのが2件チョイスしなればいけないのですが、毎回コンスタントに5件の相談が集まるものでもないというのが実状です。

研究員 1回に2件なんですか。

四ツ谷 1回に2件です。

研究員 リーガルクリニックIIに関して、ここで言うところの地域法実務センターの弁護士5名が指導されているわけですか。

四ツ谷 非常勤教員弁護士2名の先生です。

研究員 通年実習のために弁護士5名を確保しているということではないのですか。

四ツ谷 いえ、それは非常勤教員の弁護士2名のほうです。もちろん、ローテーションをしてくださっている実務家教員の弁護士の先生も、何回かは担当してくださっているようにです。

研究員 これは、非常勤教員の弁護士と

というのは、法律相談を実施することが教育内容なんですか。

四ツ谷 地域法実務センターの所属なので、地域法実務センター定期会議の出席と、プラスして一つだけ実務系の科目を、非常勤として担当していただいております。

研究員 非常勤教員の中のコアとして、地域法実務センターで法律相談を実施するということが、リーガルクリニックIIになるわけですか。だけど、その場合でも、これは受任はしないわけですよ。

四ツ谷 受任しないです。そこも結構難しかったのです。受任型にもっていく仕組みが、ちよっとどうやっていいのかというのがあったので。

研究員 受任しないときには、弁護士の必要性があるときは、弁護士会の相談センターなどを紹介するのですか。

四ツ谷 はい。新橋弁護士会の電話番号を相談者にお教えして、急ぐのであれば、そこから弁護士さんを紹介してもらってくださいという形で、地域法実務センターは事件を受ける窓口にはならないです。この点も先ほど述べた特別委員会における議論の中で、「有償か無償か」ということと併せて「受任までするか、あるいは法律相談に特化するか」ということを繰り返し議論してきました。

研究員 弁護士会の有料法律相談が減っているというのが、一般的な傾向としてあったのです。そのようなことが東京ではあったんですよ。

四ツ谷 そうですね。ただ、その面では県弁護士会がやっている法律相談が憔悴状態だそうなので、そんなに抵抗が少なかったのですが、そうはいっても、一回き

りの例えば学部学生による法律相談のような形ではなく継続的に機関として法律相談の受入をやっていくという、結構これを体制として実施すること色々な先生方に納得していただくということについては様々な議論をする必要がありました。

研究員 やはり相談件数を確保するため、つないでやるというのは非常に大事なことでと思います。ただ、早稲田はできていないんですよ、人がいないから。そういう意味で、この弁護士法人早稲田大学リーガルクリニックの相談等をずっとやらせていただいで、それと一緒にチラシをつくらしたりというのを最近始めたりしています。だからこういうサポート体制があるというのは非常に、回す側からすると回しやすい。僕はずっと民事クリニックの担当をしていて、相談件数がない、ないとい文句を言われるんだけど、相談件数がどんと宣伝してどんと来ると、断るのでもトラブルになるとか、そのさばき自体で手一杯になっちゃったりするんです。

四ツ谷 通年で法律相談自体を実施するということは、私たちにはなかったアインデラだったので、制度をつくるときに、やはり担当の弁護士の先生が、通年でやらないと市民に浸透しないという指摘をしてくださりました。それで、こういう仕組みをとりました。だから、夏休みの日程のところも相談が入っているというのは、そういう理由があるわけです。

研究員 リーガルクリニックIIの人数がいまひとつよくわからないのですが、IIの受講者は今年度的人数は何人ぐらいですか。

四ツ谷 今年度は、そもそも3年生は

35人ですから、クリニックIIの受講生は十数名ぐらいしかいないんです。結局、多くの学生がIを希望しており、かつIを30名程度が受講済みですから。

研究員 十数名で、法律相談をやるのは、ある学生に聞いていうと、1日だけなんだ。

四ツ谷 そうです。

研究員 だから、この専任教員が同席するとあるじゃないですか。その専任教員は何回も同席しているわけだけれど、学生は次から次へと入れ替わっていつて、その専任教員がその学生の相談を聞くのは1回だけというか、1日だけなんだ。

四ツ谷 はい、1日だけです。
研究員 そのとき、何でその専任教員は相談せずに、その日の担当の弁護士が相談、専任教員が同席するという形になっているのですか。

四ツ谷 そもそも専任教員が法律相談に同席するということは、もともと予定はしていなかったのです。最初どうしようかと言っていたのです。一番最初の学生、つまり現修1期生に対してクリニックIIを実施したときには、当初指導弁護士のみが同席し、法律相談実施後の学生とのダイアログセッションの段階で担当教員（弁護士）が加わるという形をとっていたのです。しかし、実際にクリニックIIを実施してみましたが、いろいろな悩みが生じてきたのです。とか、いろいろな悩みが生じてきたのです。しかし、相談の内容を見ずに議論に参加しても担当教員としては、見えてこないものもあるんです。そうすると、担当教員も最初から入ったほうがいいよねという話になって担当教員も法律相談の段階から同席する

という方法を採用することにしました。この点も試行錯誤の連続でして、相談に担当教員(弁護士)が同席するということを始めた当初は、担当教員の方も指導弁護士に対して遠慮がちに「見ちゃうけど、いい?」という感じでやっていました。でも、小さい弁護士会なので皆さん顔見知りな訳でして指導弁護士の先生方も心が広くて、担当教員(弁護士)に対して「まあ、君が横でみるくらいなら構わないよ」というような感じで、今のようないきまに実現していきました。

そのような訳で担当教員(弁護士)の同席は、法律相談に関する指導を相談の段階で行うということを目的にしておりましたが、学生のやった法律相談について、相談者に対して追加的質問をしたり、学生が相談者に対してした回答を修正したりというのは、全部指導弁護士の仕事で、同席する教員の弁護士は相談の段階では何もありません。むしろ後からやる議論との関係で、うまくスムーズにいくように担当教員(弁護士)が同席をしているという形態です。

研究員 学生は、相談内容というのが事前におわかって予習をしているときですか。その場で聞かれて、その場で答える。

四ツ谷 はい。だから、今回は離婚だとか、それぐらいだけですね。

研究員 それは、法律相談をやるのは、1日だけなわけですね。

四ツ谷 はい。

研究員 だけど2単位科目ですよね。

四ツ谷 はい。

研究員 となると、事件追及型の作業のほうかずっと多いんですか。

四ツ谷 多いですね、はい。

研究員 だから、法律相談はきっかけなのわけだ。

研究員 でも、スケジュールによってはきっかけでもないんです。

研究員 だって、法律相談から受任には至らないわけでしょう。

四ツ谷 はい。

研究員 だから、そういう点でいうと、法律相談と事件追及型というのはリンクしているわけではなくて、全くの偶然ですよね。実際上は、事件追及型のほうが多いわけですね。

四ツ谷 そうですね、はい。

研究員 そうか。要するに弁護士がやる活動のいろいろなタイプを見てくださいたいという形になるわけですね。

研究員 事件追及型には、専任教員は基本的に関係しないのですか。

四ツ谷 クリニックIと同程度の関与はしていません。こういうことをある程度やってくださいたいということをお願いだけですね。ただ可能なかぎり、総合的に見て来させるのではなくて、いくつかの事件をフォローするような形態にしてくださいというお願いはしています。ただ、3年次なので、自主勉強会がたかさん入ってきまして、まったりとかして、なかなかうまく日程を合わせられないとかそういうことも実際にはあるようです。

実際に事件追求型の指導弁護士がやってくださっている工夫としては、ある事件を追求すると決めてその事件をフォローするということが以外に、学生本人の希望というのを聞いてくれているみたいなのです。例えば自分が将来労働事件などをやってみたいと思っているんだという学生に対して

は、たまたま労働事件でおもしろい事件がタイミンがよく来たというときには、先生が電話をしてくださって、「次、君がフォローしている事件とは関係ないけど、君が興味を持っていると言っていた労働法に関連する事件が来たけれど相談に同席してみないか?」というようなことをやって下さっているようです。

研究員 その事件追及型の場合と、クリニックのIのほうで、いくつかの事件を最初から最後まで追及するというのと、これはやっている内容は変わってくるのですか。

四ツ谷 変わってくるのは、回数と後は必須項目があるということとぐらいかと思えます。

研究員 回数が、クリニックIのほうか、そういう意味で多いということですね。

四ツ谷 多いということですね。

研究員 もちろん、2年と3年では違いますが、

四ツ谷 IIをつくらうときに、法律相談だけ複数回やらせるというアイデアもあつたのですが、これは全く個人的な思い入れで、私が学生時代に法律事務所2年ぐらいい補助者のアルバイトをさせていたときに、1件の事件をずっと見ていくというのには、本当にかなり勉強になったので、その体験をIの子にはさせられるけれど、IIの子にはさせられなくて、法律相談だけだというのは、もったいなさざるというのを言ってしまったがために、こんなことになったという側面があります。

研究員 そこはわかるんですけどね。わかるんだけど、クリニックIIというのは、結局専任教員というのも、1日の法律相談

のときに、そこにすら指導しないというのは。

四ツ谷 だけじゃないです。事前の授業と事後授業でも相談する。

研究員 1回ずつあるんですね。

四ツ谷 はい。

研究員 1回ずつあるので、その間に、いわゆる事前の講義と事後の講義が1回ずつあって、それ以外のところでは、その1日だけの接触というのは、何か薄いような気がするんですけども、実際には。

四ツ谷 実際には、割と四六時中、顔を付き合せている状態になっているので、事件追及で行っていて、何か指導弁護士にも聞かない質問とかがあれば、それは担当教員の先生のところに行つて答えてもらうようにしてくださいとか、そういうことは学生に伝えてあります。

研究員 同じ建物の中にいるわけですね。

四ツ谷 はい、実務家教員の先生方の研究室は、学生の研究室と同一建物の同一フロアに配置しています。

研究員 法科大学院の中に行くとおっしゃるけれど、学生の側も先生に付いて。

四ツ谷 実務家教員の部屋は、学生たちの研究室の向かい側に配置していますので、その意味では、電気が付いていると思つて、行って、例えば私は私に実務的なことを聞いてもらったつたつた全然困るわけ、その意味では、たとえば学生が「事件追及で事務所に向つたときに疑問が生じることがあつたのですが…」という形で割と気軽に質問や報告に行つたりしているようですね。

研究員 協力弁護士のほうから、2年生

より3年生のほうがいいという、そんな話
はありますか。

四ツ谷 そういった声よりは、IIがごう
いうふうに2本立てにしてしまったがため
に、内容を指導弁護士の方生方に理解して
いただきにくく。他方でIは実務修習の
修習生を預かっていると似ているらしい
のです。だから、Iのほうはご理解いた
きやすくて、Iを希望する先生の方が多い
ように思います。

研究員 新潟は、何割くらい

四ツ谷 今、新潟市内で100人ちよつ
とで、Iで30人で、IIで30人。

研究員 そうか、もう6割。そろそろ限
界に達する。

四ツ谷 そうです。だから、若い先生と
重鎮の先生を抜いたら、ほとんど全部の先
生が対象になってきて、そこから修習担当
の先生を抜きますよね。そうすると、現実
には、かなり強硬に受入を拒否される先生
以外は殆どの先生に、ご協力いただいでい
るという感じですよ。

研究員 最初、法科大学院に反対してい
た人も、実際は引き受けているわけですよ
ね。

四ツ谷 どなたが反対していらしたかど
うかが分からないので何とも言えない
のですが、そういうことになっているのだ
と思います。

研究員 そういう意味では、動員率はす
ごく高いんじゃないですか。

四ツ谷 だから、ほかの弁護士会の先生
の新潟弁護士会のイメージからすると、ず
いぶん新潟弁護士会は宗旨替えして、協力
的なんじゃないのというリアクションがた
いですね。私はその辺はよくわからないの

ですが。私から見ていると本当に多くの先
生が協力してくださっているという印象し
かないです。とくに、報告会は結構雰囲気
がよくて、普段は慎重なことを仰る先生も、
生のかわいい子どもたちにせがまれると、
ちよつと何か、まあ、しようがないかとい
うのはあるみたいです。どの先生にも、学
生連は大切にされて可愛がられて帰ってく
るといふ傾向にあるようです。

研究員 報告会というのは、基本的には
そういう弁護士とか法曹向けですよ。

四ツ谷 そうですね。学生は、履修して
いる学生はもろん必ず出席ですし、1年
生とか、例えばIIを取ろうと思っていて、
まだクリニックスを取っていない2年生とか
に對しても、お知らせしているので、勢い
よく「来年にIを取るぞ」と思っている1
年生が数名参加します。

それ以外にも、全然クリニックスとは関係
がないことではあります。1年次の学生
に對してお話をしてくださいるということ
で、弁護士会特別委員会が主催して、若
手の弁護士さん5人ぐらいに来ていただ
いて、夕方全部時間を取って、お話をし
てもらふ機会というのを設けています。割と
足繁く弁護士会の先生方に、ローヌターの
現状をみていただいたりする機会がある
のだらうと思います。だんだんローヌター
ルがあること自体は、「所与の前提」とい
う形で、その後のことが議論されていると
言った感じが致します。

研究員 否定しようがないから。
四ツ谷 あとは、付属法律事務所をつく
るといふ話になったりしたときに、ひと
めありそうな感じはします。付属病院と同
じように付属法律事務所をとらえてしま

ような方もいらして、そういう意味では附
属事務所を作ろうとするときには、また、
県弁護士会の先生方に御理解いただくため
の議論を相当程度しなければならぬと思
います。

研究員 そんな規模になるわけじゃないの
に。

研究員 どういう理由ですか。

四ツ谷 要するに、新潟の医師会なんか
をみてみますと新潟大医学部出身者が大多
数なわけですよ。法曹会においても同じこと
が、新潟大学ローヌタール及び付属法律事
務所について起こるのではないのかという
懸念があるのではないのでしょうか。

研究員 そういふ疑いが強かった。

四ツ谷 強かったように記憶していま
す。

研究員 早稲田では全然疑われなかつ
た。

研究員 どういうふうに考えても、ス
タッフ1人か2人の法律事務所と交わらな
いわけじゃないですか。そんな医学部付属
病院みたいな支配力なんか持たないわけ
じゃない。

四ツ谷 ただ、ちよつと出てきてしまつ
たのが、新潟でイン弁もう雇いませぬか
いた話がぼつぼつ出てきていて、就職先と
いうか吸収先との関係も含めると、ちよつ
と考えなければいけないかなという時期に
きています。それは正直なところですよ。
彼らが独立してやれるようになるまでの間、
イン弁先が全くないというの問題がある
のではないかという話も出てきています。
研究員 新潟大学付属法律事務所がそれ
をやる。

四ツ谷 という話が出ています。私は賛
成しません。

研究員 話だけで終わったよね。

研究員 だから、仮に新潟大学のローヌ
タール生が毎年10人か15人か合格する
としたら、その人たちの大多数をどこかで
訓練しなければいけないから、それをやっ
たらという。それはまさに、医学部付属病
院の役割だよな、研修医。

四ツ谷 ただ、そう言ったからといって、
医学部みたいにはならないでしょう。

研究員 あまり大きなことはできっこな
いけど。だって、どう考えたって、専任教
員は1人、2人しかいないわけだから。

研究員 確かに、新潟大学というブラン
ドが新潟地域では強いと、こういうことな
んですかね。

四ツ谷 それはあるみたいです。

研究員 それは、何か大学の外にはある
みたいですね。

四ツ谷 それは、早稲田だってあります
よね。

研究員 私は全国的にあると思う。

研究員 だけど、実情としては、この間
も早稲田大学リーガルクリニックの無料法
律相談の日は1件でしたからね。別に、そ
の日に来てもらっていいので、何もだから
ね、今日は無料法律相談ですってホーム
ページにちらつと出ているだけですから、
そうすると、1件ぐらいしか来ないのです。
だから大したことないですよ。

ただ、興味みたいのはあるらしくて、う
ちは早稲田大学の名前で出したのですけれ
ども、よその大学で付属の名前に大学名を
法律事務所の名前に入れようとしたら、日
弁連の調査室がそれは駄目だよと言ったらし
いのです。それを私言われたんですよ。そ
んなの法律がおいしいじゃないかというこ

とで、あるいは法律の解釈がおかしいのではないかと思うのですが、調査室がそういうふうに思うというのは、要するに大学名を付ける、それは何か不正競争タリニツクだみたいな解釈だったみたいなんです。不正競争じゃないんですけど、不正競争みたい。

四ツ谷 うちが国立なので、開校前は独立行政法人になる前だったので、国賠の問題が出てくるのが怖いというのがあったので、結局そうした面でも附属法律事務所構想というのは実現できないかなと。それで、同じ問題は他大学でもあったように伺っています。

研究員 研究者教員の連携というのが、一つの課題だと思いますが、とりあえずこういう形でやってみようといった議論はあるのですか。

四ツ谷 それぞれが各授業に手一杯になっっているので、誰かがこれに手を挙げてくれないと、というのが現状です。したがってまだ一人ごらゐりしか、実際に法律相談に同席をしたというのはないみたいです。

研究員 報告会には来られているのでしょうか。

四ツ谷 報告会には来ます。興味がないわけではないですから。

研究員 それから、新潟大学法科大学院は、コア・カリキュラムが4つほどあって、その中で自治体のコア・カリキュラムというのがありますよね。これは、新潟大学のロー・スクールの学生の中には、将来地方自治体で働こうという、そういう志の学生とというのは結構いるのですか。

四ツ谷 はい、おります。県庁の入庁の試験というのは年齢制限がありますよね。

それで、5年3回やって、受かってから県庁を受けるといふことが現実には難しいので、修了直後から県庁に入庁して県職員をやりながら、司法試験を受けている子というのが今一人いて、彼については、県庁内弁護士として働きたいというのをかなり強くアピールして、県庁のほうにもご理解いただいた上で採用になったと聞いています。彼の夢が早く実現するといいなというのが現在の願いです。また彼以外にも何人かそういう希望の子はいるようです。その意味では彼は非常に先駆的だなと。

もう一つには、弁護士事務所を構えるのだけれども、そういう自治体関係の仕事を中心にやってみたいということ我希望している学生も居ます。地方自治体内で弁護士というのと地方自治関係の職務を弁護士としてやっていきたいというのと、両方希望はあるようです。

研究員 地方自治体が弁護士をたくさん受け入れてくれれば、これは潜在的なニーズとしては非常に大きなものがあるわけですからね。

四ツ谷 もともと文書課等のセクションに弁護士がいなかったのところが、おかしなことですし、危険だというふうに、私は認識しています。

研究員 文書課かどこか、要するに地方自治体が法律問題はたくさんあるわけだから、そういう行政訴訟のところ。

四ツ谷 その意味では、そのコア・カリキュラムはそういうことを意識してつくっています。そうすると、タリニツクとかも弁護士事務所を見るだけでいいかというの、また検討しなければいけないのだと思います。なかなか難しいところ。

今は修了生で既に堅固に入庁している子がいますから、彼が「新潟県庁内弁護士第1号」になってくれると1つの良い例になるのではないかと思っています。

研究員 そうですね、いい例になるんじゃないでしょうか。それから、新潟大学は、やはり医学部があるせいか、医学部の先生とか医学研究科の先生が来ているんですね。

四ツ谷 医学部の先生は、法医学の先生と生命倫理の先生が学内非常勤としていらしてくださっています。法医学の先生は医事法のようなことを担当していただいているのですが、これには理由があります。聞くところによると、修習で解剖などが見られなくなるといふので、せつかく医学部があるのだから見せようよという話がありまして、選択科目にしかできないけれども将来法曹になったらということも踏まえて興味を示している学生には色々なことを見せてあげようというのがあって、それで、解剖の見学や病院見学なんかをさせてあげられるような授業を展開できないかと思ったわけです。現実には、授業を履修している学生の中から希望者を募って、医学部病院に対して病院見学をお願いしています。病院見学に行って、手術室を見学させてもらって、実際に手術をやっているところを日程をあわせて見学させてもらうわけです。見学に行った学生はみんな消毒されて手術室に入って...というようなことをするわけです。その後可能であれば、解剖のところとかを見るときかというので、気持ち悪くなって帰ってくるらしいですけども、そういうことはやっています。

研究員 それは、何の一环としてやって

いるのですか。

四ツ谷 医療と法です。病院見学は必ずセットでやります。結構、学生さんからの希望があります。

研究員 それは病院見学も、ただ病棟に行くだけではなくて、手術室に入るとか、解剖も立ち会うとかというのは、なかなか普通はできませんよね。

四ツ谷 解剖まで毎年できているわけではないのですが、手術室のところまでは、毎年できているみたいです。医学部から来てくださっている先生が、せつかくだからなるべく協力はしていきたいということを仰っていたらいいと思います。実現しているという面があります。もっと大構想としては、法科大学院と医学部の両方を5年ぐらいで終わって、ダブル・ディグリー授与ができないかなというのほちよつと考えています。

研究員 早稲田も医師の資格を持っている人は何人かいるのですけど。

研究員 毎学年、一人ずつぐらゐるんですかね。

四ツ谷 歯医者さんの資格を持っている学生も、今現在、一人いましたね。

研究員 ちよつとされたことなのですが、最初にご説明していただいた法務総合演習ですが、これはロールプレイングというふうにおっしゃったし、最後の最終準備書面とか裁判官役とかという話もあって、もう少しどんなものか教えていただきたいです。

四ツ谷 15回を通じて1件の事件を扱って、最初のほうを当事者から聞き取ってもらって、1、2回書面の往復をしても

研究者 書面というのは、準備書面ですか。

四ツ谷 準備書面です。それで、最後の1回か2回ぐらいを、法廷教室はないのですが、法廷シミュレーションを用意しておいて、当事者尋問とか証人尋問をやって、最終準備書面を書くのが最後の最後のレポートの代わりということをしております。

研究者 そういう意味でいうと、いわゆるヒアリング段階からある模擬裁判みたいな感じですか。

四ツ谷 そうです。

研究者 法廷裁判的なことをやるのは割と少ないけれども。

四ツ谷 はい。ロースクール開設に合わせて実験授業というのを弁護士の先生(非常勤と)2年間に亘ってやってみたのですが、その実験授業で得られたことというのが、法務総合演習の随所に活かされています。聞き取りをやって、それで書面の往復もあってというのでやったらどうかということも実験授業での教育効果などを踏まえて考えたわけですが。三十数名いるので、組み合わせとしては、1対1ずつのグループをいくつもつくって置いて、最後の法廷の尋問のところだけは2グループぐらいに割って、こちらのグループはこちらのやっていると聞く。次はこちらのグループはこちらのことを聞くというふうにして、1回だけ尋問のところがあったというのでやっています。判決も一応出します。そういう授業がないと、法科大学院としては、やはり駄目だろうというので、必修科目として実施しています。まあ最初の既修の1期生には少し不評だったようです。彼らからすると「3年次後期のこの忙しい時

期に、裁判ごっこなんかさせて…」という感じだったのだろうと思います。ただ、本番の試験を受けたら、意外とそういう授業のほうが役に立ったようで、第1回目の司法試験実施以降はこの授業に対する学生の評価も変わったように感じます。

研究者 裁判法務演習というのはまた違うのですか。

四ツ谷 違います。裁判法務演習Iは、もう少しこちらがシクチャーする部分が多いです。そのIでやったことを前提にして、最後の総仕上げという位置づけとして法務総合演習があります。つまり「もうここまで教えたのだから、自分ひとりで聞き取って、方針を決めて、書面も書いてできるだけしよう」というのが、法務総合演習がとっているスタンスです。

研究者 なるほど。この法務総合演習は、担当教員はベテラとかじゃなくて、一人でやっているのですか。

四ツ谷 いえ、この法務総合演習は、弁護士教員2人と研究者教員2人かな。

研究者 平先生と鶴巻先生と吉田先生と、もう一人誰だったかな。この4人がやるわけですか。

四ツ谷 私も担当者です。

研究者 4人ぐらいの先生が毎回出ていつて。

四ツ谷 はい。

研究者 これまた贅沢な授業ですよ。

四ツ谷 その意味では、裁判法務演習のIIも結構贅沢で、刑法、刑訴の研究者教員、弁護士教員、検察官、派遣裁判官の5人です。一つの授業です。派遣検察官と弁護士教員が学生の前で一つのテーマを巡って議論を展開する、そこに研究者教員も加わって

く…というような感じのときもありますからね。

研究者 それは、いわゆるオムニバスではなくて。

四ツ谷 そうではなくて、毎回全員が出席します。それで、ある会では中心として、例えば刑事弁護について、弁護士教員がお話になるときはあるのですが、横から派遣検察官の教員が弁護士教員に対して質問を投げかけていくとか…そういう感じで議論をしていきます。

研究者 埼玉弁護士会の股楽さんですか。

四ツ谷 はい。

研究者 新潟のロースクールを出た人たちのかかなりの確率で新潟で弁護士をすることになることが予定されているのではないですか、そうでもないですか。

四ツ谷 一応、うちと南東北地域ですよ。福島とか山形とか。

研究者 そちらのほうに行く人がいますか。

四ツ谷 います。あと、北陸も金沢しかロースクールがないので、そうすると、富山とか金沢とかあつたりです。あと北関東も多いですね。

研究者 そうですか。

研究者 富山県というのは、ロースクールがないのですか。

四ツ谷 ないです。

研究者 じゃあ、その辺でぐるぐる多少シヤツプルしているという面はあるでしょうね。

四ツ谷 ご存じのように、日本列島の上のほうが弁護士は少ないのに、上のほうはロースクールも少ないのです。その意味で

は、新潟大学がちゃんといっぱい合格させなければいけないという使命感もあります。

四ツ谷 ただ地元出身の子がそのまま地元のロースクールに行って地元で弁護士をやるということだけではなくて、例えば千葉の出身の子が新潟のロースクールに入學して、「こんなに実務家教員の先生方にいるしなくてもらって、実務家教員以外の県弁護士会の先生にもお世話になって、本当に雰囲気も良かった」そういった感想を3年間を通じてもってかれて、最終的に新潟に就職したいと思ってくれたというようなこともあったりします。そういう話を聞くとも本気に嬉しくなります。

研究者 やはり地域で弁護士をやるためには、地域にある程度地盤みたいなのがないと、難しいような感じがするのです。ますますこれから、そういう傾向が強まるような感じもするのです。そうすると、やはりロースクールを新潟で出て、修習とかそれでまた新潟で仕事をするというのが、一つのスタイルなのではないかという感じがするのです。

四ツ谷 一応、南東北とかもエリアに入れているのであれば、その辺の弁護士会にも、うちでこんなことをやっていますというのをお知らせすることは、クリニク々に協力まではいかないでしょうかけれども、必要かなというふうに思います。

研究者 山形大学とか秋田大学とか、入学者にいますか。

四ツ谷 山形大・秋田大出身の学生はいないけれども、若手出身とか山形出身とかというのは、結構多いんです。その意味では、フレッシュな大きいのですけど、他県の

弁護士会にまで広報活動をするということまでには至っていません。

研究員 リーガルクリニックIであれば、例えば名古屋の法科大学院のエクステンション先に、岐阜県弁護士会の弁護士を入れた事務所がそこに入ってきたところあったりするから、だから、新潟県外のほかの弁護士会も、個別にリーガルクリニックのIの派遣先になるというのは、あり得る話なんじゃないですか。

四ツ谷 それは、現時点ではやるつもりは全くありません。というのは、事実上の運用は通年でやれているというところを私たちは重視しているんです。他県の先生にお願いするような方法を探ると、現実的な実施時期は夏期休業期間ですよ。夏期休業期間のうちの何週間かというのは、裁判所がお休みだったりしますよね。そんなときにやっても意味がないと思っっているんです。とりあえずそれはやる気はないです。

研究員 あと、新潟弁護士会との関係も、専属的な強固な関係みたいなものができつつありますね。

四ツ谷 そうですね。ただ県弁護士会との関係がどうこうというよりは、他県の弁護士会所属の事務所をお願いするには夏期集中にせざるを得ない、そこが大きな障壁になっていることがあります。

研究員 地方へ行く、つまり新潟県弁護士会の支部へ行くのは難しいですか。

四ツ谷 支部も長岡とかなので。
研究員 佐渡とかね。

四ツ谷 佐渡は海を越えますしね。あと新発田とか、高田とか。一番近くて、長岡じゃないですかね。新幹線で、新潟から長岡まで30、40分でしょう。そんな感じな

ので難しいです。

所長・宮川 四ツ谷先生、今日は長時間にわたりお話しいただき有難うございました。新潟大学法科大学院の臨床教育は、地元の新潟県弁護士会と良好な協力関係を構築され、大変に充実したものを実施されているように拝察いたしました。研究者教員である四ツ谷先生が臨床教育カリキュラムについてもリーダーシップを発揮され、理論と実務の架橋としての臨床教育の方法論の長所がよく生かされているように思います。今後とも一層、日本における臨床法学教育の定着と普及に、ご尽力いただきたいと思います。

新潟大学LS

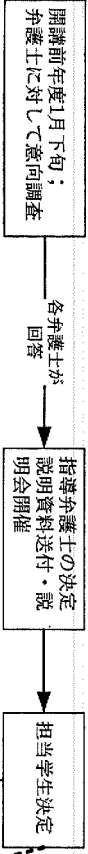
- 1学年定員：60名
- 在学生人数：173名（休学者17名を含む）
- 内訳：1年次生69名（6名）2年次生69名（11名）3年次生35名（括弧内は休学者数）
- 専任教員：38名（研究者教員23名、実務家教員10名（うち弁護士教員6名、派遣検察官1名））
- 非常勤の実務家教員：弁護士2名、裁判官1名（派遣裁判官）、司法書士3名、公認会計士2名
- クリニック系科目：リーガルクリニックI及びリーガルクリニックII（いずれも2単位）
- クリニック科目の取扱いは、選択必修→リーガルクリニックIかリーガルクリニックIIのいずれかを履修し単位を取得しなければ修了することができない。
- いわゆるシミュレーション型の科目：法務総合演習（2単位）

リーガルクリニックI

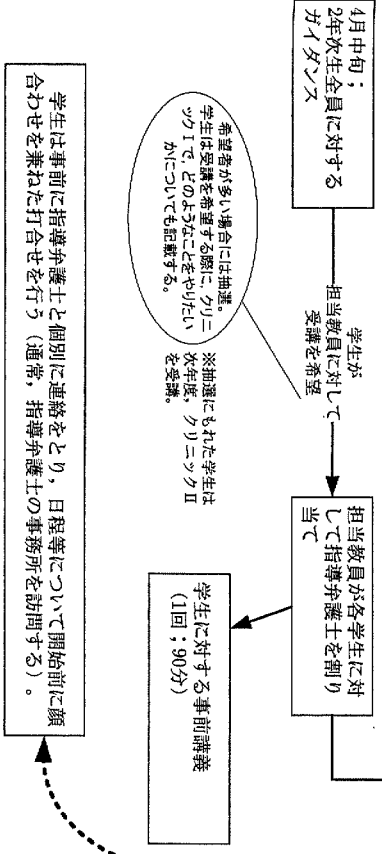
- 2年次開講
- いわゆる「エクステンション型」の科目
- 担当教員：専任教員2名（全体調整、事前・事後授業、最終的な成績評価が主たる役割）
- 実際の授業の担当者：指導弁護士（県弁護士会所属）約30名
- 学生1人に対して指導弁護士1人が対応
- 成績評価：認定方式（可否が成績表に記載される）
- 単位：半期2単位の科目（ただし運用上は通年）

【年間スケジュール】

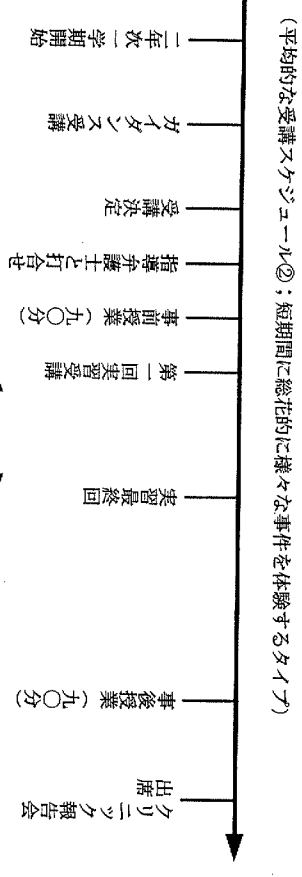
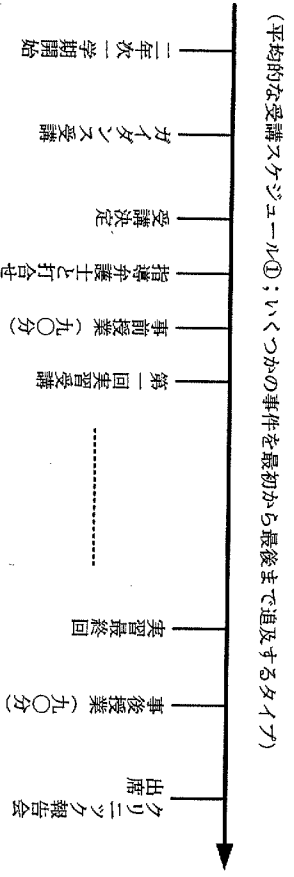
（対指導弁護士）



（对学生）



希望者が多い場合には抽選。
学生は受講を希望する際に、クリニックIで、どのようなことをやりたいかについて記載する。
※抽選にもれた学生は2年次年度、クリニックIIを受講。

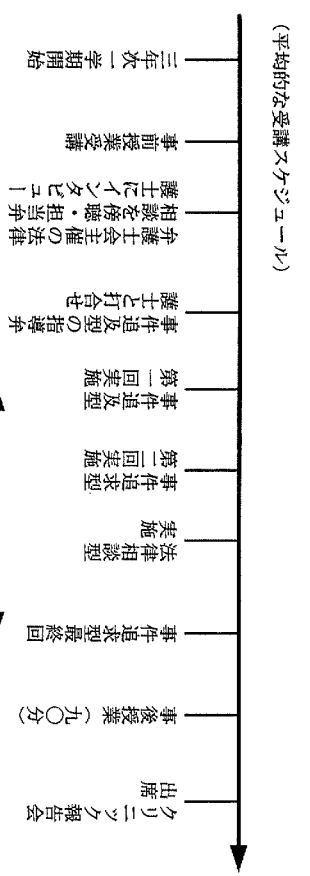
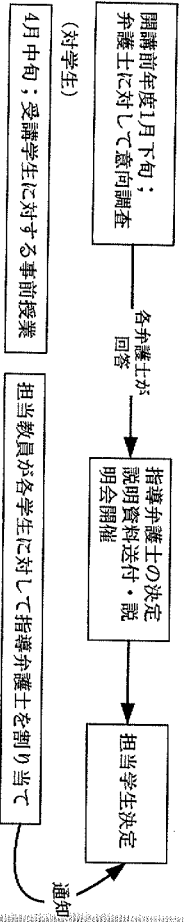


リーガルクリニックII

- 3年次開講
- 「法律相談」と「事務所での事件追及型演習」の併用
- 担当教員；専任教員2名(全体調整、法律相談型授業への同席、事前・事後授業の担当、最終的な成績評価が主な役割)
- 実務の授業担当者；指導弁護士(県弁護士会所属)(後述)
- 成績評価；認定方式(各々が成績表に記載される)
- 単位；半期2単位の科目(ただし運用上は通年)

【年間スケジュール】

(対指導弁護士)



★クリニックIIでは、合計2名の指導弁護士が1名の学生を指導する。
 ・法律相談を担当する指導弁護士1名と、事件追求型を担当する弁護士1名

(法律相談型授業の標準型)

- 学生2名が1グループを作る
- 1グループを指導弁護士1名が担当する
- 当該科目を担当している専任教員も法律相談に同席する
- 1グループが2件の事件を担当する
- 相談時間は1時間
- 学生が開き取り、回答を行った後、指導弁護士が補足する
- 学生はインタビューの結果をレポートにまとめてリーガルクリニックIIを担当している専任教員に提出

(弁護士会主催の法律相談の傍聴・担当弁護士へのインタビュー)

- 弁護士会主催の法律相談の担当弁護士(≠指導弁護士)が対象
- 県弁護士会法律相談センターへの協力要請により実現
- 法律相談担当者に対して事前に協力を要請し、「傍聴・インタビュー」と返答した弁護士に対して協力を依頼
- 予め日程調整し、学生が法律相談を傍聴。その後、担当弁護士に対して法律相談に関するインタビューを実施
- 学生はインタビューの結果をレポートにまとめてリーガルクリニックIIを担当している専任教員に提出

(事件追求型の標準型)

- 学生1名に対して指導弁護士1名が担当
- 法律相談の際に担当した者とは異なる指導弁護士が担当する
- 適宜、指導弁護士が事件を選択して1~複数の事件について学生が継続的にフォローする
- 書面の起案、裁判傍聴、依頼者との打合せ同席などが含まれる
- フォローしている事件について指導弁護士との間でフェイスカッションが行われる

リーガルクリニック I・II のサポート体制①: 地域法実務センター

- 実務法学研究科の付属機関
- 構成員：専任教員（弁護士）2名，非常勤教員（弁護士）2名，協力教員（実務法学研究科専任教員（研究者）4名，同（弁護士）3名，実務法学研究科助手1名，法学部教員（研究者）2名）
- 定例会議：月1回実施

（主な業務内容）

- 法律相談の実施（通年）
- リーガルクリニック系科目の在り方に関する協議

リーガルクリニック I・II のサポート体制②: 県弁護士会との連携

- 県弁護士会と新潟大学との間で協定を締結（法科大学院開設以前から）
- 県弁護士会内に、法科大学院特別委員会設置
- 同委員会の定例会議（月1回）に、研究者教員も参加し、リーガルクリニック I・II の実施に関する事項を中心に、新潟大学法科大学院における実務教育全般について協議
- 同委員会が主催し、新潟大学法科大学院が共催し、毎年2月に「クリニック報告会」を実施
- 「クリニック報告会」には、新潟大学法科大学院の教員，同委員会委員のみならず，指導弁護士を含む県弁護士会会員が参加
- 昨年度は「クリニック報告会」に地裁所長，地裁換事正が出席

クリニック系科目に関連する科目

1年次開講科目 司法制度論	2年次開講科目（いずれも後期開講） ・ 民法法総論 ・ 要件事実論教育 ・ リーガル・フロンティアセッション（法曹倫理）	3年次開講科目 法務総合演習 （ローカル・ライヴ型の演習科目）
------------------	---	---------------------------------------

教育効果

- 法律基本科目群に属する科目（特に手続法に関する科目）の理解が深まる
- 実務基礎科目群に属する他の科目との相互関連性
- 修習前の実務導入教育としての役割

今後の課題

- 指導弁護士の確保
- 要件事実論教育の実施前にリーガルクリニック I が開講していることによる教育効果の減殺？
- 地理的要因
- 研究者教員との連携をどのようにして図っていくか

リーガルクリニック I の実施内容

【教材】

受講生は次の教材を実習先事務所に携帯する。

- ① 「六訂・民事弁護の手引（補正第3版）」（日弁連・司法研修所）
- ② 「刑事弁護実務（平成14年度版）」（日弁連・司法研修所）

【成績評価】：担当教員が行う

評価のための基礎資料は、指導弁護士から提出された「実習担当日誌」（実習日誌、レポート、起案等）及び指導弁護士による総合評価を一体としたもの）及び授業最終回の議論とする。
評価は「合」「否」のいずれかによる。

【授業内容等】

- (1) 事前講義（5月中を予定）
- (2) 事務所における実習
原則として、指導弁護士が学生の関心や希望を考慮して決定することとし、具体的な内容については、指導弁護士と学生との間で打合せを行う。ただし、以下の項目は必須とする。
 - ① 法律相談（新件の相談）の立会い及び継続相談
 - ② 民事訴訟の傍聴（証拠調べの傍聴を含むものとする）
うち1回は必ず証拠調べ期日の傍聴を行う。
 - ③ 刑事訴訟の傍聴
- (3) 実習日誌の作成
 - ① 学生が事務所に行く都度、実習日誌の実習内容欄に、その日行った内容を記載する。
 - ② 指導弁護士の方には、日誌のコメント欄に、学生の書いた内容について、適宜アドバイス等を記載していただく。
- (4) 弁護士会の業務についての実習（見学）（予定）
弁護士会の活動のうち、人権擁護委員会や法律扶助の審査会など弁護士会の典型的な活動にかかわる会議について、それぞれ委員長・支部長ないしは担当教員から、弁護士会活動の意義やその内容について若干の講義（30分程度）を行い、各1回ずつ受講生全員が一緒に審査会・委員会を傍聴する。弁護士会活動の意義や感想についてレポートを提出し、実習日誌に記載する。
- (5) 最終回講義（90分） 例年1月に実施予定

<臨床法学セミナー>

*** 既刊 ***

- 第1号 「広島大学における臨床法学教育」 2008年1月刊
第2号 1. 「北海道大学における臨床法学教育」
2. 「大学附設法律事務所の課題」 2008年2月刊
第3号 「一橋大学における臨床法学教育」 2008年3月刊

*** 以下続刊 ***

第5号 「シンポジウム：法曹技能の鍛錬とシミュレーション」

臨床法学セミナー 第4号 (臨床法研究資料集)

「新潟大学における臨床法学教育」

2008年3月25日 発行

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所

<Rinshohoken-jim@lst.waseda.jp>